

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

◇告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

土地改良事業計画の適否の決定

〃

〃

〃

〃

公有水面の埋立ての免許

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

◇選管告示 政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の受理

◇公 告 甲種火薬類取扱保安責任者試験等の実施

## 規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)」を「水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)」に改める。

#### 第三十二条の表中

鳥取市秋里地内潮止めえん堤上流端から上流三十下流五十メートルの区域

メートル、二月一日から七月三十一日まで

を

鳥取市秋里潮止めえん堤上流下流五十メートルの区域

端から上流三十メートル、

二月一日から五月三十一日まで

に

八頭郡河原上流五十メ

町大字渡一木大井手かんがい用えん堤上流端から一トトル、下流百メートルの区域

一月一日から十一月三十一日まで

を

八頭郡河原町大字曳田字丸山大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域

一月一  
月三十

八頭郡河原町大字片山かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域

四月一  
三十日

日から十二  
日まで

日から六月  
まで

に、

米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用え  
ら上流三十六メートル、下流三百六十メートルの  
本流)

米子市大字古豊千における鳥取県設置のかんがい  
端から上流三十六メートル、下流三百六十メー

ん堤上流端か  
区域(日野川

二月一日から六月  
三十日まで及び十  
月一日から十一月  
十一日まで

を

用えん堤上流  
ルの区域

一月一日から九月  
三十日まで

米子市古豊千米川えん堤(上流三十六メートル、下流

米子市観音寺側を含む。)上流端から三百六十メートルの区域

二月一日から六月三十日まで及び十月一日から十一月一日まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百九十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、七〇三号	鳥 飼 高 嗣	昭和四十七年七月二十五日
鳥国医第一、三〇八号	吉 田 裁 志	〃
鳥国医第一、七〇四号	倉 信 均	〃 八月一日

"	鳥国薬 第二七号	北岡由子	"	六日
"	第一、七二八号	豊嶋陽子	"	九月一日
"	第一、七一五号	加藤哲巨	"	
"	第一、七一四号	日野理彦	"	
"	第一、七二三号	明石宣博	"	
"	第一、七二二号	赤穂保	"	
"	第一、七二一号	鈴木正典	"	
"	第一、七一〇号	田村英明	"	
鳥国医第一、七〇九号	周防武昭	"	"	十六日
鳥国函第三〇九号	鈴木信	"	"	七日
"	第一、七〇八号	河野行	"	
"	第一、七〇七号	矢崎誠一	"	
"	第一、七〇六号	福島秀樹	"	
"	第一、七〇五号	赤松由美子	"	

鳥取県告示第六百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字岩本字沓井一四一四一四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字字野字西又一二一九六三の一三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十六号

昭和四十七年八月二十八日付で岸本町長から申請のあつた土地改良(吉長地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十七号

昭和四十七年八月二十八日付で岸本町長から申請のあつた土地改良(久古地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十八号

昭和四十七年七月二十四日付で淀江町長から申請のあつた土地改良(白浜地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

昭和四十七年七月二十日付で淀江町長から申請のあつた土地改良(中繩手地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

昭和四十七年七月二十四日付で淀江町長から申請のあつた土地改良(東白浜地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十七年九月十八日

二 免許を受けた者

米子市中町二〇番地

米子市

三 埋立ての場所及び面積

米子市祇園町二六二の一番地先から同市陰田町六二一番地先まで

二五四、七一八平方メートル

四 埋立ての目的

護岸堤防敷地、道路敷地、水路敷地、公園敷地、住宅用地その他の公  
共施設用地造成のため

五 埋立工事の期限

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県告示第七百二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に  
基づき、倉吉市生田第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したの  
で、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次  
のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

有限会社 高力

代表取締役 高力重儀

二 事業施行期間

昭和四十七年一月二十五日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前 倉吉市生田字隈田の一部  
倉吉市生田字藪外の一部

後 倉吉市生田字隈田の一部  
倉吉市生田字藪外の一部  
更 倉吉市生田字藪外の一部  
変 倉吉市生田字下河原の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市生田第二土地区画整理事業

五 事務所の所在地

倉吉市巖城三六六番地一

六 施行認可の年月日

昭和四十七年一月二十日

七 変更認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを  
準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部  
の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規  
定により、次のとおり公表する。

昭和四十七年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 昭和47年1月1日から昭和47年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
生田泰治後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.21
岡本悟後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.8
梶木又三後援会	0	0	0	0	0	16,025	3	15,400	0	0	47.7.4
川上智正鳥取県西部地区後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.11
川上智正鳥取県東部地区後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.11
公明党鳥取県本部	704,906	0	0	0	0	551,670	53	518,721	0	0	47.7.10
国出啓典後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.6
自由民主党鳥取県支部連合会	4,533,698	1	500,000	0	0	4,865,336	289	4,826,058	40	28,749	47.7.18
神道政治連盟鳥取県本部	80,000	1	80,000	0	0	77,080	6	77,080	0	0	47.7.8
生長の家政治連合鳥取県支部	0	0	0	0	0	96,473	16	90,290	10	4,875	47.7.6
清風会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.8.21
全国石油政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.7.11
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	0	0	0	0	0	112,883	2	112,883	0	0	47.7.12
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部連合会	0	0	0	0	0	331,111	1	331,111	0	0	47.7.12
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	0	0	0	0	0	237,920	1	237,920	0	0	47.7.12

全日本自由労働組合鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 6
中部歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	2,660	0	1	2,660	0	0	0	0	47. 7. 5
中部 扇山 連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 10
鳥取県医師政治連盟	432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 12
鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 8. 21
鳥取県社会保険推進連盟	34,580	2	34,580	0	0	57,580	3	3	57,580	0	0	0	0	47. 7. 10
鳥取県退職公務員政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 10
鳥取県東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 10
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 10
鳥取県栗柄師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 3
鳥取県労働組合総評議会	0	0	0	0	0	57,176	5	5	53,976	2	1,180	0	0	47. 8. 28
鳥取県政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 10
日本遺族政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 8. 22
日本共産党鳥取県委員会	2,792,279	31	355,000	0	0	2,770,655	205	205	2,717,001	0	0	0	0	47. 7. 11
日本司法書士政治連盟鳥取会	0	0	0	0	0	109,195	6	6	109,195	0	0	0	0	47. 7. 6
盤山 後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 11
広田 幸一 後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 8. 17
広田 藤衛 後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 18
広田 藤正雄 後援会	720,000	6	720,000	0	0	585,322	53	53	567,222	0	0	0	0	47. 7. 7
宮崎 有林振興協会鳥取支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 4
矢田 和夫 後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47. 7. 11

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は事業所の所在地
政党、協会その他の団体名 自由民主党鳥取県支部連合会	500,000	1	山陰合同銀行鳥取支店	—	鳥取市



神道政治連盟鳥取県本部	80,000	1	鳥取県神社庁	—	鳥取市
鳥取県社会保障推進連盟	34,580	2	全国社会保障推進連盟	—	東京都港区
日本共産党鳥取県委員会	127,000	6	石尾 実	政党役員	鳥取市
〃	30,000	3	鈴木 鏡	団体役員	鳥取市
〃	45,000	5	田中 大藏	政党役員	境港市
〃	15,000	2	草刈 司	政党役員	鳥取市
〃	25,000	3	牛尾 甫	政党役員	米子市
〃	38,000	3	山崎 登博	政党役員	鳥取市
〃	52,000	5	山南 博	商 業	米子市
〃	5,000	1	保田 睦美	政党役員	鳥取市
〃	8,000	2	田江 弘	政党役員	東伯郡
〃	10,000	1	伊藤 昭二	市議員	鳥取市
宮崎正雄後援会	100,000	1	山本 基	会社役員	東京都杉並区
〃	50,000	1	宮本 泰男	会社役員	倉吉市
〃	100,000	1	田原 広治	商 業	鳥取市
〃	50,000	1	八幡 千枝子	—	気高郡
〃	120,000	1	小谷 咲子	商 業	気高郡
〃	300,000	1	株式会社 山陰放送	—	米子市
(2) 支出	支出の総額	件数	支出の目的		
政党、協会その他の団体名					
榎木又三後援会	5,700	1	消耗品費		
〃	9,700	2	負担金		
公明党鳥取県本部	190,000	6	家屋費		
〃	52,470	5	交通費		

自由民主党鳥取県支部連合会	204,679	12	通信費
"	6,925	3	修繕費
"	16,050	3	消耗品費
"	28,920	11	事務費
"	19,677	13	雑費
"	1,253,600	54	職員給費
"	180,810	16	旅費
"	261,158	23	通信費
"	90,000	6	家屋印刷費
"	19,200	3	印刷費
"	50,305	10	消耗品費
"	6,700	1	備品費
"	122,000	11	広告費
"	87,923	23	雑費
"	225,650	12	大会費
"	19,030	1	総務会費
"	353,535	47	部会費
"	163,711	17	政調会費
"	171,950	30	対策会費
"	231,660	21	広報伝費
"	499,426	2	工事費
"	1,089,400	12	党費
神道政治連盟鳥取県本部	2,520	1	議費
"	74,560	5	旅費

生長の家政治連合鳥取県支部	28,563	6	会 議 費
"	6,190	4	活 動 費
"	34,830	9	旅 行 費
"	2,290	4	通 信 費
"	24,600	3	負 担 金
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	93,191	1	会 費
"	19,692	1	負 担 金
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部連合会	331,111	1	会 費
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	237,920	1	負 担 金
中部歯科医師政治連盟	2,660	1	会 議 費
鳥取県社会保険推進連盟	1,000	1	通 信 費
"	16,580	1	旅 行 費
"	40,000	1	負 担 金
鳥 取 県 薬 剂 師 連 盟	31,352	2	会 議 費
"	2,000	1	旅 行 費
"	10,624	1	投 資 及 び 出 資 金
"	10,000	1	通 信 費
日本共産党鳥取県委員会	1,932,500	45	活 動 費
"	256,700	29	宣 伝 関 係 費
"	83,420	51	旅 行 費
"	211,873	6	通 信 費
"	183,160	23	自 動 車 関 係 費
"	49,348	51	諸 雑 費
日本司法書士政治連盟鳥取会	86,130	4	会 議 費

宮崎正雄後援会	12,150	1	印刷費
"	10,915	1	通信費
"	153,000	6	家屋費
"	180,000	6	職員給
"	111,437	6	通信費
"	20,000	9	広告料
"	3,150	1	燃料費
"	2,000	1	印刷費
"	1,135	1	食糧費
"	73,500	15	消耗品費
"	15,000	4	賛助料

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年9月22日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の種類及び方法
  - (1) 試験の種類
    - ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

- ア 筆記による学科試験
  - イ 火薬類取締に関する法令
  - ロ 一般火薬学
- イ 面接による人物試験
  - 1 試験の期日及び場所
    - (1) 試験の期日 昭和47年11月12日（日曜日） 10時から12時まで
    - (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市
  - 2 受験手続
    - 次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和47年10月4日から昭和47年10月13日まで

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。